

島根県スキー連盟運営規則の一部改正

令和7年10月11日 改正

改正前	改正後
(構成) 第7条 ブロックの構成は、県内4ブロック制とし、次のとおり定めるものとする。 (1) 第1ブロック 松江スキー、松江スベロー、<u>東出雲</u>、<u>安来</u> <u>以上4スキークラブ</u> (2) 第2ブロック 横田、<u>大東</u>、<u>木次</u>、<u>三刀屋</u> <u>以上4スキークラブ</u> (3) 第3ブロック 出雲、三瓶、琴引、赤名 以上4スキークラブ (4) 第4ブロック 浜田、くにびき、益田、江津、川本、美郷、<u>瑞穂</u>、<u>瑞穂ハイランド</u>、石見、金城、天狗石、津和野、ひきみ 以上13スキークラブ	(構成) 第7条 ブロックの構成は、県内4ブロック制とし、次のとおり定めるものとする。 (1) 第1ブロック 松江スキー、松江スベロー、<u>安来</u> <u>以上3スキークラブ</u> (2) 第2ブロック 横田、<u>雲南</u> <u>以上2スキークラブ</u> (3) 第3ブロック 出雲、三瓶、琴引、赤名 以上4スキークラブ (4) 第4ブロック 浜田、くにびき、益田、江津、川本、美郷、<u>瑞穂スノー</u>、<u>瑞穂ハイランド</u>、石見、金城、天狗石、津和野、ひきみ 以上13スキークラブ